

## 議案第9号

### 鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年9月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例（平成24年鳥取県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）を表示する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることを視覚障がい者に伝達するための音響を発することができるもの <u>（当該表示を開始し、又は当該表示を継続していることに関する情報を視覚障がい者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）を表示する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることを視覚障がい者に伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。